

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(寄附者の要件等)</p> <p>第六条 条例第四条第三号イに規定する規則で定める寄附者は、判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金に限る。以下この項において同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が千円（<u>当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下同じ。）の額がある場合には、当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額</u>）以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員である者と生計を一にする者を除く。以下同じ。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(寄附者の数及び寄附金の額)</p> <p>第八条 (略)</p>	<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(寄附者の要件等)</p> <p>第六条 条例第四条第三号イに規定する規則で定める寄附者は、判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金に限る。以下この項において同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が千円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員である者と生計を一にする者を除く。以下同じ。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(寄附者の数及び寄附金の額)</p> <p>第八条 (略)</p>

2 条例第四条第三号イに規定する規則で定める額は、十五万円とする。ただし、当該実績判定期間内の日を含む各事業年度における当該判定基準寄附者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合は、十五万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の合計額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た額を加算した金額とする。

(総収入金額から控除されるもの)

第九条 条例第四条第三号イ(1)に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(一～七 略)

八 休眠預金等交付金関係助成金

(同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額)

第十条 条例第四条第三号イ(2)に規定する規則で定める金額は、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十(寄附者が法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十七条各号に掲げる法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十)に相当する金額とする。

(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)

2 条例第四条第三号イに規定する規則で定める額は、十五万円とする。

(総収入金額から控除されるもの)

第九条 条例第四条第三号イ(1)に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(一～七 略)

(同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額)

第十条 条例第四条第三号イ(2)に規定する規則で定める金額は、受入寄附金総額の百分の十(寄附者が法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十七条各号に掲げる法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額の百分の五十)に相当する金額とする。

(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)

第十一条 条例第四条第三号イ（2）に規定する規則で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

（一～三 略）

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

第十二条～ （以下略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第十一条 条例第四条第三号イ（2）に規定する規則で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

（一～三 略）

第十二条～ （以下略）